

病気休暇制度の改正等について

1 概 要

国において病気休暇制度が見直され、本県においても、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」(以下「規則」という。)の一部が改正され、平成23年4月1日から施行されることに伴い、「徳島県教育委員会職員服務規則」(以下「服務規則」という。)の一部を改正し、平成23年4月1日から施行することとしました。

2 病気休暇制度の見直しに伴う報告及び協議の改正

(1) 病気休暇制度の見直しの概要

項目		見直し前	見直し後
疾一般	上限日数	180日	90日
特定疾病	上限日数	①厚生労働大臣が研究対象と定める難病：1年 ②結核：1年 ③成人病その他特に必要と認める傷病：200日	①厚生労働大臣が研究対象と定める難病：180日 ②特に必要と認める傷病(精神疾患のみ)：180日
通算規定	対象者	連続30日を超える病気休暇を取得した者	連続8日以上病気休暇を取得した者
	期間	連続30日を超える病気休暇の初日から過去6月間の期間	復帰後、実勤務日が20日に達するまでの期間

(2) 報告事項及び協議事項の改正

病気休暇制度の見直しにより、病気休暇の「上限日数」及び「通算規定」が改正されることから、次のとおり、教育長への「報告事項」及び、教育総務課長又は教職員課長との「協議事項」を改正する。

	現 行	改 正 後
報告事項	連続30日超取得する場合	連続8日以上取得する場合
協議事項	連続90日超	連続60日超

※報告事項については、通算規定見直しによる対応

※協議事項については、一般疾病による病気休暇の上限が90日とされたことによる対応

条例等立案表

題名 徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則	課(室)名 教育総務課
	担当者名 櫻木 大介
	電話番号 内線 三二〇八
制定理由 病気休暇制度が見直されたことに伴い、一定の期間にわたる特定病気休暇の状況の教育長への報告について所要の措置を講ずる等の必要がある。	
あらまし 一 所属長は、職員が特定病気休暇により一定の期間にわたり休養を要することが明らかとなつたときは、速やかに教育長に報告しなければならないこととした。 二 所属長は、連続して六十日を超える特定病気休暇を承認しようとするときは、当該超える期間について、あらかじめ、教育総務課長と協議し、その同意を得なければならぬこととした。 三 この規則は、平成二十三年四月一日から施行することとした。	
予算上の措置	
関係法令等	考
	備

徳島県教育委員会規則第五号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

徳島県教育委員会

委員長 佐藤盛仁

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しせ「（特定病気休暇の取扱い）」に改め、同条第一項中「結核性疾患以外の私傷病により引き続き三十日を超えて」を「特定病気休暇（人事委員会規則七一第十条第一項に規定する特定病気休暇をいう。以下同じ。）により人事委員会規則七一第十四条第三項に規定する連続する八日以上の期間にわたり」に、「病気休暇状況報告書」を「特定病気休暇状況報告書」に改め、同条第二項中「結核性疾患以外の私傷病による病気休暇であつて引き続き九十日を超えるもの」を「連続して六十日を超える特定病気休暇」に、「病気休暇の承認に関する協議書」を「特定病気休暇の承認に関する協議書」に改め、後段を削る。

様式第八号の三及び様式第八号の四を次のように改める。

様式第8号の3（第14条関係）

特定病気休暇状況報告書

第 年 月 号
日

徳島県教育委員会教育長 殿

所属長職氏名

印

- 1 特定病気休暇の願出があつた職員の職氏名
- 2 特定病気休暇の初日及び予想される特定病気休暇の期間

注 医師の証明書等の写しを添付すること。

様式第8号の4（第14条関係）

特定病気休暇の承認に関する協議書

第 年 月 号
日

教育総務課長 殿

所属長職氏名

印

60日を超える特定病気休暇の承認に関し、次のとおり協議します。

- 1 特定病気休暇の願出があった職員の職氏名
- 2 協議しようとする特定病気休暇の期間
- 3 承認済み又は協議済みの特定病気休暇の期間

注 医師の証明書等の写しを添付すること。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が別に定める。

(新)	(旧)
<p>(特定病気休暇の取扱い)</p> <p>第十四条 所属長は、職員が特定病気休暇（人事委員会規則や一第十一条第一項に規定する特定病気休暇をいう。以下同じ。）により人事委員会規則や一第十四条第三項に規定する連続する六日以上の期間にわたり休養を要するところが明らかになつたときは、速やかにその状況を特定病気休暇状況報告書（様式第八号の二）により教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 所属長は、連続して六十日を超える特定病気休暇に係る承認をしもうとするときは、当該超える期間について、あらかじめ、特定病気休暇の承認に関する協議書（様式第八号の四）により教育総務課長と協議し、その同意を受けなければならぬ。</p>	<p>(結核性疾患以外の私傷病による病気休暇の取扱い)</p> <p>第十四条 所属長は、職員が結核性疾患以外の私傷病により引き続き三十日を超えて休養を要するところが明らかになつたときは、速やかに、その状況を病気休暇状況報告書（様式第八号の二）により教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 所属長は、結核性疾患以外の私傷病による病気休暇であつて引き続き九十日を超えるものに係る承認をしもうとするときは、当該超える期間について、あらかじめ、病気休暇の承認に関する協議書（様式第八号の四）により教育総務課長と協議し、その同意を受けなければならぬ。結核性疾患以外の私傷病による引き続き六十日を超える病気休暇であつて、当該病気休暇と当該病気休暇の初日前六月以内に満了した前の病気休暇との期間の合計が九十日を超えるところがある場合においても、同様とする。</p>